

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684

米地一X毛④

米北一入毛



沖繩請求内題の國內処理に
了

〇
〇
〇
〇

秘
無期限

条約局長
参事官
官房書記官
首席事務官
条約課長
法規課長
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖縄請求権問題の国内処理
7.12 法令班 (207) (別添2)
国会班 (23)

48.3.2.

米地1 (沼田)

特1項による日本政府の放棄

1 沖縄返還協定と請求権の放棄

(対米)
請求権 (通損補償、入金補償)

那覇軍港の他の海没地等、現地要望は

種々出ているが、実態は明らかでない。

の調査・処理問題については、2月

2/5日、共産党より衆院予算委員会に当省に資

料要求があり、当省より別添1の資料

を提出して経過がある。この際、放棄

GA-6

外務省

流
中
心
に
あ
る

C
C

2

1. 請求権の調査・処理は国内官庁の問題

であり、お尋ねの沖縄南米防衛

施設等、内閣審議院に本件進捗状況

を伺い合せては、国内官庁で対応は

本件の本管官庁として、お尋ねの調整が

ついでに、防衛施設等が48年度

調査のため、調査費の算定に

つかは、何の進捗も見えない。

判明した。(防衛施設等の予算措置等は、別添2)

2. 当省より、本件について今期国会で報告

が及ぶ。その場合には、お尋ねの失は当然

GA-6

外務省

国内官庁に伺って手配を促し、内閣審議
 室近藤審議官に対し指摘し、案件関係
 官庁の調整を早急に進めざるを得ない
 こと、~~その旨を~~。その後、2月28日衆院
 外務委員会に於て党議議員(社)より、
 施設地問題が提起された際、那覇
 軍港¹の他の施設地の処理状況につき
 理由があり、アヤ中局長より、復帰後の
 問題については国内官庁の所管と
 見做すこと。
 B. 2月28日、当委員(混田)より、近藤審議官
外務省

に対し、本党議員の復命の際に国内
 官庁(特に南筑庁)が逃げの姿勢を
 示してはならないと述べ、案件調整状況
 値上げにつき、同審議官より、官房副長官
 まで上げの検討した結果、内閣官房
 には、山中前総務長官の田舎合併の経緯あり、
 本件は南筑庁の所管と見做す旨の
 結論(別添3)に達し、細目2712
 は南筑庁と施設庁の内で管轄を
 交すこととするが、南筑庁は、旧日米軍
 関係の事項が提起される等、米に逃げ
 の姿勢を見せたり、施設庁との間で折
外務省

り合いのついては、是非、是非、是非。(

南米等と絶交等 以下は、現在の資料

別添4)

4. ~~南米等~~ ^{以上のように、} 漸く内容が調整に
^{案件を} 集り出し、南米等に扱われる方向に何、何
 といふと思われ、完全に調整が
 つかないまま、かなり迂回、曲折がある
 と思われ。

5. 有償、¹² 案件関連し、2月27日付中
 4400は、果敢向の動きを促している。(別添5)

別添1

衆議院予算委員会提出資料

昭和48. 2. 6
外務省

(沖繩返還協定第4条で、日本政府が放棄した
 対米請求権の内容、種類、件数、金額。
 また政府の調査方法、調査機構と担当人員数。)

沖繩返還協定第4条第1項に規定する請求権の
 放棄の意味は、協定及び交換公文に基づき米国が
 処理の責任を負うもの以外の請求が存在するとし
 た場合にも、わが国政府としては、これを外交的
 に取上げることはしないということである。

いかなる請求が協定第4条第1項にいう放棄の
 対象となるかは、関係者からの具体的請求の提起
 と、その米側による処理の結果いかんによるので、
 現時点で具体的には申し上げられない。

2
24

問二六 いわゆる「請求権問題」についてどのように処理するのか。

答 いわゆる請求権問題については、先の沖縄国会で種々議論があつたので関係省庁とも十分協議の上防衛施設庁において処理すべきものまたは処理することが適当と思われるものについてその実態を調査し、損失が明らかになつた場合は関係省庁と協議して適切な措置を講ずる方針のもとに四七年度に引き続き四八年度においても調査費約六百万円をもつて調査する予定である。

参考

調査費	約六百万円
通損補償調査	約 五七万円
入会	" 一八万円
漁業	" 二百三〇万円

二 調査状況

基地公害補償調査 約一百五六万円
 財産人身損害調査 " 一百七万円

(一) 通損補償 具体的請求がないため昭和四八年度に調査の予定。

(二) 入会補償 北部訓練場、キャンプシユワブ及びキャンプハンセンにつき調査を実施中。昭和四八年度継続調査の予定。

(三) 漁業補償 漁業実態等基礎的調査を実施中。昭和四八年度継続調査の予定。

(四) 基地公害補償 一部実態調査を実施中。昭和四八年度継続調査の予定。

(五) 講和前人身損害見舞金の処理状況については、昭和四七年度において、昨年一二月末現在、申請書を受理したものは一八三名分であり、そのうち支給済は三五名（死亡三二名、傷害三名）、見舞金額二千八万五千二百五円となつてゐる。残りについては、目下、那覇防衛施設局において鋭意手続中であり、今後、これが促進を図り、年度末までに処理致したいと考えてゐる。

別添3

沖縄における請求権問題の窓口について

48.2.7
審議室

1. 請求権の範囲

沖縄県民の国に対する、いわゆる請求権に関する要求は
多岐にわたっており、その範囲は明確ではないが、これを

整理するとおおむね次のとおりである。(別紙参照)

1) 沖縄の米軍統治期間中に米軍政府機関から日本
国民がこうむった損害又は損失について、沖縄返還協

定にもとづき国が請求権を放棄したことにより、国内
的処理が必要であるとして要求しているもの。

2) 沖縄における現地法令により、救済の対象となら
なからたもの及び返還協定にもとづき米軍が第一次

的に処理するが、この結果が国内制度に比して均衡を
失するとして要求しているもの。

3) 旧日本軍の行為等に起因するもの。

又本問題の経緯概要

1) いわゆる請求権問題に対する政府の基本方針は、
日本政府が米軍に対する請求権を放棄したのと同じく

県民の損害に対し、政府は賠償の旨を以て
二小を処理することは当然であり、多(ク)クは

予算的措置によることとなるであろうが、実態を
調べた上で必要ならば立法措置をとるといふこと

を一貫して、(46.12.13衆議院特委佐藤内閣
総理大臣答弁等)。

2) 本問題の窓口については、1)関係大臣がいろいろ
な答弁をしてきたが、沖縄補償庁設置法案の

国会審議に際し、最終的に山内閣総理大臣
が、

「総理と相談した結果、二小を防衛
施設庁の4の任事というふうに関が決め

1) 折返し、沖縄のむすかしの数多(の
問題について問題を残すおそれがあること

いう指示があり、そこを総理府(註1)も
単なる窓口と打つというふうな表現から追いまし、

閣議決定における政令の中にそのことを
意味する内容を盛り込むことにしました。

(註2)

と答弁している(47.4.25衆沖特委)。

(註1) 総理府とあるのは当時の沖縄北方対策庁

(註2) 政令とは、沖縄南送庁設置法に基づく

同庁の政務事務を定める政令(別紙参照)

3) 沖縄南送庁は、復帰前にある沖縄の特殊

事情に起因する事項で、復帰に伴う特に対策
を講ずる必要のあるものがその政務事務となっている。

他方、防衛施設庁は、米軍の行為又は米軍施設
の設置、運営に起因するものに限り政務事務と

することを考えている。

3) 問題点

以上の政府方針の中からは、沖縄南送庁が
窓口と打つべきことは当然であるが、現在

活動している省庁は防衛施設庁(註)の中
あり、南送庁はその機能を果たしている。

今後国会において本問題が提起されるべきか
考へておけるので、沖縄南送庁の本問題に対する

積極的な取り組みを行わせる必要がある
と考へておける。

(註) 防衛施設庁は、48年度において調査
費約600万円を計上し、防衛施設庁の

政務の範囲で実態調査を行おう予定が
あり、また、講和前の人身被害に對しては、

「沖縄の復帰に伴う防衛施設庁関係法律
の適用の特別措置に関する法律」第3条

(見舞金の支給)及び中7条(設置法の却
改正)により、47年度人身見舞金約2億

3,000万円、48年度同約2,600万円を計上
して (別添参照)

いり、対米請求権の調査について

沖繩開発庁(案)

昭和三十八年二月廿日

標記について、防衛施設費及び沖繩開発庁は、次の通り了解する。

記

一 防衛施設費は、昭和四十八年度において、財産、人身損害、通損補償等を中心と約六百億円の予算で調査するが、調査の過程で防衛施設費で処理することが不適当と思われるものについては、関係各府庁とあらかじめ十分協議の上、所管府庁その他処理方針を決定するものとする。

別添4

二 調査に当たっては、那覇防衛施設局のほか、沖繩開発庁、沖繩総合事務所等において、公庫申出の受付等の窓口事務を行なうものとする。

上原康助議員(社)

問3. 請求権について政府の基本的考え方如何

(参考資料)

1. 政府の方針は沖縄復帰対策要項(お次)

および国会における政府答弁において「実情と

調査の上、国において必要の措置を講ずるもの

とする」とされており、予算措置または必要

があれば立法措置により処理することとして

あり。

2. 沖縄返還協定オ4条において、同条オ2

項により米國政府が処理するもの(米國法令

または現地法令による請求権)および同条

オ3項により米國政府が自発的支払いを行

なすもの(土地の復元補償)を除き、政府

としては請求権を放棄している。(この項外務

省)

3. 防衛施設庁としては、事案が明らかであ

った講和前人身被害については立法措置に

より見舞金を支給しているが、その他の請求に

ついては実情調査を実施中である。

上原康助 (社)

向4. 請求権の調査現状。また、いつ頃を目途に解決しようとするのか。

(答弁資料)

1. 当庁の所管事項に関係ある事項につき、

昭和47年度において一部概略調査を実施し、本年度は調査費約600万円を計上

して事業の確認調査を実施することとして

いる。確認調査が進めば、一部損失額の

確認調査に入りたいと考えている。

2. 可及的速やかに調査を進めたいが、古い

事業が多く、問題が複雑多岐にわたるため

必要により49年度においても引き続き調

査を継続する。

(先ほど現地において沖縄県を中心とし、国

係市町村とって組織する「沖縄返還協

定放棄請求権等補償推進協議会」が

発足し、この協議会においては、昭和49年8

月を目途に調査も完了し、50年度予算で

措置することを目途としている。)

は実態不明のため、海没地としては取扱

わが、公簿に基づき賃借りし、借料を支

払っている。

5. 道路潰れ地については、建設者で調査

を実施していると承知している。

1/21

